

## 加古川市民栄誉賞表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広く市民から「かこがわの誇り」として敬愛され、市民に明るい希望と活力を与える顕著な業績があったものに対し、加古川市民栄誉賞（以下「市民栄誉賞」という。）を贈り、その栄誉をたたえることについて必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の対象)

第2条 市民栄誉賞は、市民又は本市にゆかりの深いもので、芸術、文化、スポーツ等の各分野において輝かしい活躍をし、前条の趣旨に照らして表彰することが適当と認められるものに対して贈るものとする。

### (受賞者の決定)

第3条 受賞者の決定は、庁議において行う。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は、随時行う。

### (表彰者の公表)

第6条 表彰を行ったときは、氏名及び表彰事項を公表する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月27日から施行する。